

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る随意契約について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第120条の2の規定に基づき、随意契約に係る発注の見通しについて公表します。

契約の内容	下浜児童室管理業務委託
契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
契約の相手方に 必要な資格	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定するシルバ 一人材センターであること。
契約の相手方の 決定方法	随意契約
見積書の記載 および 提出の方法	見積書には、消費税および地方消費税相当額を加算し ないこと。 金額を記載し、平成31年3月25日（月）午前10 時までに子ども未来部子ども育成課へ提出すること。
担当課所室名	子ども未来部子ども育成課

○関係法令等<参考>

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることがで  
きる場合は、次に掲げる場合とする。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17  
年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号に  
おいて「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援  
センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条  
第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、  
同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支  
援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」とい  
う。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第  
84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場と  
して同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設を  
いう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務  
省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しく  
は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定す  
る認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就  
労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として  
同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮  
者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れ  
ることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めると  
ころにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において  
製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる  
契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行  
う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和  
46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若し  
くは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる  
者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受  
けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける  
契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条

第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

#### 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）（抄）

（随意契約によることができる場合の手続）

第120条の2 施行令第167条の2第1項第3号および第4号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

（1）公告、インターネットの利用その他の方法により、契約に係る発注の見通しについて公表すること。

（2）見積書の提出期限の日前5日までに、前号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方に必要な資格

ウ 契約の相手方の決定方法

エ 見積書の記載および提出の方法

オ 担当課所室名

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（3）契約を締結した場合は、速やかに、第1号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

イ 契約を締結した日

- ウ 契約の相手方の氏名又は名称
- エ 契約金額
- オ 契約の相手方とした理由
- カ 担当課所室名
- キ アからカまでに掲げるもののはか、市長が必要と認める事項